

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年11月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第 2000250 号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(脱) 第 2000002 号

第1 結論

昭和 38 年 4 月 3 日から昭和 40 年 6 月 1 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 17 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 38 年 4 月 3 日から昭和 40 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A 社 B 支店に勤務していた期間の脱退手当金が支給済みとなっているが、私は、請求期間当時、脱退手当金という言葉や制度を全く知らず、社会保険事務所(当時)に脱退手当金裁定請求書を提出していないし、脱退手当金も受給していないので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A 社 B 支店に勤務していた期間の脱退手当金について、請求をしておらず、受給もしていないと主張している。

しかしながら、請求者が勤務していた A 社 B 支店の管轄年金事務所には、請求期間の脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書が現存しており、i) 当該裁定請求書に記載されている住所は、請求者に係る改製原附票で確認できる請求当時の住所地と一致していること、ii) 当該裁定請求書及び脱退手当金計算書において「支払通知書(隔地払)発送済」の印とともに、当該住所地の最寄りの金融機関を送金先とする支給決定処理が行われていることが確認できる。

また、A 社 B 支店に係る事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、請求者の氏名は、婚姻(昭和 41 年 6 月 * 日)に伴う氏名変更処理が昭和 44 年 1 月 22 日に行われているところ、上記裁定請求書においても旧姓から新姓に訂正されていることが確認でき、脱退手当金が同年 1 月 29 日に支給決定されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、請求者の A 社 B 支店に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、上記脱退手当金計算書で確認できる脱退手当金の支給額は、オンライン記録における請求者に係る脱退手当金の支給額と一致しており、

その支給額に計算上の誤りはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。